

スウェーデン知的財産庁 (PRV) (指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手数料	附属書 SE. I
国内処理請求書様式	附属書 SE. II
委任状	附属書 SE. III
譲渡証書	附属書 SE. IV

略語のリスト

国内官庁：	スウェーデン知的財産庁 (PRV)
SPL：	特許法 (スウェーデン)
SPD：	特許令 (スウェーデン)

指定（又は選択）官庁 SE	スウェーデン知的財産庁 (PRV) 国内段階に入るための要件の概要	概要 SE
国内段階に入るための期間	PCT第22条(3)に基づく期間：優先日から31か月 PCT第39条(1)(b)に基づく期間：優先日から31か月	
国内官庁は権利回復を認めるか (PCT規則49.6)?	国内官庁は「相当な注意」の基準に基づき権利回復を認める	
権利回復手数料（回復手数料）	SEK 2,000	
要求される国際出願の翻訳文の言語 ¹	スウェーデン語又は英語 ²	
要求される翻訳文 ¹	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、出願人の選択により、最初に提出したもの又は補正されたもの）・図面の中の説明・要約 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約（それらのいずれかが補正された場合には、出願人の選択により、最初に提出したもの又は国際予備審査報告の附属書により補正されたもの）	
特別な状況において国際出願の写しが要求されるか?	出願人が様式PCT/IB/308を受領しておらず、国内官庁がPCT第20条に基づく国際出願の写しを国際事務局から受領していない場合にのみ送付すべきである。これは出願人がPCT第23条(2)に基づく国内段階手続の早期開始を明示的に請求した場合が考えられる。	
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を認めるか?	認めない	
国内手数料	通貨：スウェーデン・クローナ (SEK) 出願手数料 ³ 移行手数料 SEK 500 調査手数料 SEK 2,500 10個を超える各請求の範囲についての手数料·· SEK 150 翻訳文又は写しの遅れた提出のための追加手数料 ¹ SEK 500 最初の2年分の年金 無料 第3年度の年金 SEK 1,600 ⁴	

[次頁に続く]

- 1 出願手数料がPCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に支払われている場合、国際出願の翻訳文はその期間の満了から2か月以内に提出できる。ただし、翻訳文の遅延提出のための追加手数料がこの2か月以内に支払われていることを条件とする。
- 2 詳細についてはSE.02を参照。
- 3 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に支払わなければならない。
- 4 この手数料は国際出願日の2年目（24か月）の応当日を含む月の末日までに支払う。PCT第22条又は第39条(1)が適用される場合には、24か月の期間が既に経過していない限り、この手数料は国内段階移行手続を行った後2か月以内に支払う。

SE	スウェーデン知的財産庁 (PRV) (続き)	SE
国内手数料の免除, 減額又は払戻し	なし	
国内官庁の特別の要件 (PCT規則51の2) ⁵	国際出願の願書に記載されていない場合には, 発明者の氏名及びあて名 ⁶	
誰が代理人として行為できるか?	自然人又は法人	
国内官庁は受理官庁による優先権回復の効果を認めるか (PCT規則49の3.1)?	認める	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則49の3.2)?	認める。国内官庁は当該請求に「相当な注意」の基準を適用する。	

5 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合, 国内官庁は通知で定める期間内に要件を満たすよう出願人に求める。

6 対応する申立てがPCT規則4.17に基づき行われていれば, この要件を満たすことができる。

国内段階の手続

SE. 01 国内段階へ移行するための様式

国内官庁は、国内段階へ移行するための特別な様式を用意している（附属書SE. II 参照）。この様式を使用することが望ましい（義務ではない）。

SPL Chapter 4, Art. 7

SPD Art. 16

SE. 02 手続言語

国際出願の明細書、請求の範囲、図面の文言、及び要約はスウェーデン語又は英語¹によって作成しなければならない。

その他の書類及び通信はスウェーデン語、デンマーク語、ノルウェー語又は英語によって作成することができる。ただし国内官庁は国際出願を構成する書類以外の書類については翻訳文を要求することはなく、スウェーデン語、デンマーク語、ノルウェー語又は英語以外の言語による翻訳文も容認することができる（たとえば書類がフランス語又はドイツ語である場合）。

SPL Chapter 10, Art. 6

SE. 03 翻訳文（提出遅延）

出願人は、国際出願の翻訳文をPCT第22条又は第39条(1)の規定に基づき適用される期間内に提出しない場合であっても、概要に示された国内手数料を期間内に支払えば、更に2か月の期間内に翻訳文を提出することができる。ただし、概要に示されている翻訳文の遅延提出のための追加手数料を当該2か月の期間内に支払う場合に限る。

SE. 04 翻訳文（補充）

国際出願の翻訳文の誤りは、出願時の国際出願の本文を基準として補充することができる（国内段階6. 002及び6. 003項を参照）。

SE. 05 翻訳文（発明の単一性を欠いている場合）

発明の単一性を欠くために国際出願の一部が国際調査の対象とならなかった場合には、国際出願のうち国際調査の対象となった部分のみの翻訳文が要求される。ただし、出願人が調査が行われなかった部分を維持するよう希望する場合には、当該部分の翻訳文も提出しなければならない。下記SE.08も参照されたい。

SE. 06 手数料（支払方法）

概要及び本章に表示する手数料の支払方法は附属書SE. I に概説されている。

Patent Office Regulation

Art. 29-30

SE. 07 委任状

委任状は要求された場合に限り提出が必要となる。別個の委任状の見本は附属書SE. III に示されている。

PCT Art. 17(3)(b)

34(3)(c)

SPL Chapter 10,

Art.13-14

SE. 08 追加のスウェーデン調査又は審査報告（発明の単一性を欠いている場合）

国際出願が発明の単一性の要件を満たしておらず、出願人が国際調査機関若しくは予備審査機関に追加の調査又は予備審査手数料を支払わなかったために、国際出願の一部が国際調査又は国際予備審査の対象とならなかった場合、国内官庁はスウェーデン語に翻訳された出願に関し、この判断が正しいか否かについて決定する。この判断が正しければ、国内官庁は決定の通知の送付後2か月以内に追加の手数料を支払うよう出願人に求める。手数料の額は附属書SE. I に示されている。出願人が追加手数料を支払わなければ、国際調査又は国際予備審査の対象とならなかった部分は取り下げられたものとみなされる。

1 英語による特許付与も可能である。すべての特許書類はスウェーデン語又は英語で提出できる。ただし英語による特許を求める場合には、スウェーデン語による請求の範囲の翻訳文が要求される。英語による請求の範囲が請求の範囲の正文とみなされる。

- SPL Chapter 4, Art. 27 **SE. 09 特許付与手数料**
特許が付与可能である旨の通知があった日から2か月以内に特許付与手数料を支払わなければならない。この手数料の額は附属書SE. I に示されている。
- SPL Chapter 12, Art. 1-11 **SE. 10 年金**
年金は国際出願日に続く各年について支払わなければならない。最初の3年間の年金の支払期日は概要を参照されたい。その後の年金は国際出願日の各年の応当日の属する月の末日までに支払わなければならない。国際出願日の各年の応当日の属する月から6か月目の末日までは、遅延支払のための20%の割増料を伴い支払うことができる。年金の額は附属書SE. I に示されている。PCT第39条(1)(b)の規定に基づき31か月の期間が適用される場合、年金は国内段階に入るための行為の遂行の後2か月以内において割増料なしで支払うことができる。
- PCT Art. 28
41 **SE. 11 出願の補正及びその時期**
出願人は出願の主題の範囲を拡張しないことを条件として、国内官庁に対し次の修正をすることができる。
SPL Chapter 4, Art. 14
- (i) 優先日から31か月以内：欠陥の補充及び自発補正
SPL Chapter 10, Art. 12
SPD Chapter 10, Art. 12
- (ii) 特許付与可能の通知まで：PCT第5条及び第7条に基づく一般的要件を満たす必要があれば、明細書及び図面の補正又は追加。国内官庁が他の方法を認める場合を除き、請求の範囲の補正及び追加は、すべての請求の範囲を番号順に記載した新しい書面を提出して行わなければならない。請求の範囲を追加する場合、出願人は追加の根拠を記載した説明書を同時に提出しなければならない。
SPL Chapter 4, Art. 28
SPD Chapter 2, Art. 20
Art. 22
SPD Chapter 3, Art. 8
- PCT Art. 25
PCT Rule 51 **SE. 12 PCT第25条の規定に基づく検査**
関係手続は国内段階6.018から6.021項に概説されている。PCT第25条に基づく検査に関し、国内官庁が受理官庁若しくは国際事務局の過失又は逸脱を否定する場合には、その決定の日から2か月以内に特許市場裁判所に当該決定に対して上訴することができる。
SPL Chapter 10, Art. 13
SPD Chapter 6, Art. 10
- PCT Art. 24(2)
48(2) **SE. 13 期間を遵守しなかったことによる遅滞についての許容**
国内段階6.022から6.027項を参照。
- SPL Chapter 20, Art. 7-8 **SE. 14 出願人が状況により必要とされるすべての注意を払ったにもかかわらず、国内官庁に対する期間を遵守することができず、その不履行が出願人の権利に不利益となる場合には、権利の回復を請求することができる。回復請求は、手続の遂行ができなかった原因が解消してから2か月以内であって、遵守しなかった期間の満了後1年以内に書面で行わなければならない。当該2か月の期間内に、遵守されなかった手続を完了させ、権利回復手数料（附属書SE. I 参照）を支払わなければならない。請求には根拠となる理由を記載し、依拠する事実を述べなければならない。**
- SPL Chapter 4, Art. 22 **SE. 15 出願に関する手続の回復は、出願人が国内官庁により特定の手続について定められている期間を遵守しなかった場合に請求することができる。手続の回復は、PCT及びPCTに基づく規則に定められている期間を遵守しなかった場合には請求することができない。手続の回復請求は、権利付与の処理を回復する効果を有する。ただし、遵守しなかった期間の満了から4か月以内であり、請求が書面で行われ、回復手数料（附属書SE. I 参照）が支払われ、遵守されなかった手続が完了している場合に限る。**

手 数 料

(通貨：スウェーデン・クローナ)

出願手数料：	
－移行手数料	500
－調査手数料	2,500
－10個を超える各請求の範囲の手数料	150
翻訳文又は写しの遅延提出のための追加手数料	500
追加手数料 (SE.08参照)	1,000
未調査、又はPCT第II章の場合には、国際段階で未審査であった発明についての 出願に関する特別追加手数料	3,000
付与手数料：	
－基本手数料	2,500
－出願後に請求の範囲が追加され、出願手数料が支払済である請求の範囲の数を 各追加請求の範囲についての追加手数料	150
回復手数料	1,000
権利回復手数料	2,000
優先権回復手数料	2,000
年 金：	
－最初の2年分	無 料
－第3年度 ¹	1,600
－第4年度	1,800
－第5年度	2,000
－第6年度	2,200
－第7年度	2,400
－第8年度	2,900
－第9年度	3,200
－第10年度	3,500
－第11年度	4,000
－第12年度	4,400
－第13年度	4,900
－第14年度	5,400
－第15年度	5,800
－第16年度	6,300
－第17年度	6,700
－第18年度	7,200
－第19年度	7,600
－第20年度	8,000
遅延支払のための追加手数料	該当年金の20%

1 この手数料は国際出願日の2年目(24か月)の応当日を含む月の末日までに支払う。PCT第22条又は第39条(1)が適用される場合には、24か月の期間が既に経過していない限り、この手数料は国内段階移行を行った後2か月以内に支払う。

手数料の支払方法

手数料はスウェーデン・クローナ建で支払わなければならない。すべての支払には国内出願番号（国内出願番号が不明であれば国際出願番号でもよい）、出願人の氏名若しくは名称及び支払う手数料の種類を表示しなければならない。

手数料の支払は次の方法が認められる：

- (i) <http://www.prv.se> における電子支払のeサービス
- (ii) 国内官庁に開設した預金口座
- (iii) 銀行ジャイロ振替, 5050-0248

スウェーデン国外で支払う場合には、次に送金すべきである。

Danske Bank Sverige
Norrholmstorg 1
Box 7523
103 92 Stockholm

IBAN: SE 6912 000 0000 1281 011 1758
BIC/Swift: DABASESX